

令和2年第17回教育委員会定例会  
(9月7日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和2年9月7日（月）午後2時12分から午後4時23分

○場 所 台東区役所 10階 研修室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	垣内恵美子
委 員	末廣 照純
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	田畑 俊典

○日 程

日程第1 議案審議

第29号議案 令和元年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算（教育費関係）の認定の意見聴取について

第30号議案 令和2年度東京都台東区一般会計補正予算（第4回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第31号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第32号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

- ア 私立幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策について
- イ 台東育英小学校児童数増加に伴う教室増設等工事の基本設計について

(2) 学務課

- ウ 周年記念式典に伴う学校医等に関する感謝状の贈呈について

(3) 児童保育課

- エ 小規模保育施設の開設について
- オ 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について

(4) 生涯学習課

- カ 周年記念式典に伴う歴代PTA会長に対する感謝状の贈呈について

2 報告事項

(1) 庶務課

- ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について
- イ 令和2年10月の行事予定について

(2) 学務課

- ウ 令和2年度 就学時健康診断の日程について
- エ 児童生徒の通学経路における点検の実施結果について
- オ 令和3年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）園児募集について

(3) 児童保育課

- カ 令和3年4月保育所等入所申込の受付について
- キ 未就学児の移動経路における点検の実施結果について

(4) 放課後対策担当

- ク 令和3年4月こどもクラブ利用申込の受付について

(5) 教育改革担当課長

- ケ 台東区学校教育情報化推進のための環境整備について

3 その他

午後2時12分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和2年第17回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ、許可することといたしたいと思っております。

それではまず、審議順序の変更について、2点お伺いします。

まず1点目、日程第1、議案審議の第29号議案、第30号議案、日程第2、教育長報告の協議事項、庶務課のア及びイ、児童保育課のエ及びオ、教育長報告の報告事項、学務課のエ及びオ、児童保育課のカ及びキ、放課後対策担当のクについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われまます。つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 次に2点目、議案審議の第30号議案、教育長報告の協議事項、庶務課のア、児童保育課のオについては、令和2年度補正予算に対する議案等になっております。そのため、これらの審議順序を変更して、教育長報告の協議事項について協議を行った後、議案の審議を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第31号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の対案理由、及び内容について、説明をお願いいたします。

はじめに、第31号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 第31号議案、東京都台東区立小中学校の学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出いたします。

本条例は、学校医等の公務災害補償に関する補償の観点、金額及び支給方法、その他補償に関して必要な事項を定めることを目的として制定したものでございます。

台東区の条例及び施行規則の改定に当たりましては、東京都の条例、条例施行規則、目

次を準用して改訂を行っているところでございます。

今回ご審議いただく内容は、本年6月17日に交付され、同日付で施行されました、東京都のトリプルアクション、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に準じ、学校医等の公務災害に関する最高補償の限度額について、区の条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。改訂の1点目といたしましては、新旧対照表第12条第2項の介護保障の限度額を、都条例の改定に倣い、増額改訂するものでございます。

2点目として、2ページ目の下段、付則第3条の障害補償年金の一時金に係る割引率を100分の5から法定比率に変更するものでございます。

3点目は、改定条例の施行期日及び経過措置についてでございます。施行日については、公布の日からとし、経過措置として、令和2年4月1日以降に事由が発生したのものについて、適用することといたします。なお、平成14年度に東京都からこの事務が移管されて以来、台東区では本条例による公務災害補償を受けられた学校医等はありません。

資料1枚目の裏面をご覧ください。原案として、本委員会としては、原案に異存ありませんとしております。

説明は以上でございます。本案について、よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、お願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご説明はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。第31号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

### 第32号議案

○矢下教育長 次に、第32号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 第32号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本案は、平成17年東京都教育委員会告示第24号等の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提出いたします。

今回令和2年6月3日付東京都教育委員会告示により、都立学校の学校医、学校歯科医、及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例が一部を改正されましたので、区の条例施行規則につきましても、その告示と同様の規定整備を図るものでございます。

それでは、新旧対照表の裏面、2ページをご覧ください。1点目として、別表第1について、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を記載のとおり改訂するものでございます。

次のページをご覧ください。2点目として、別表第5について、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払い一時金、または遺族補償年金前払い一時金の額に乗ずる率を記載のとおり改訂するものでございます。

恐れ入ります。1ページ目にお戻りください。3点目として、改定条例の施行期日及び経過措置についてでございます。施行日につきましては公布の日からとし、経過措置として、令和2年4月1日以降に事由が発生したものについて適用することといたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。第32号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 ウ

(4) 生涯学習課 カ

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、学務課のウを議題といたします。なお、関連する生涯学習課のカについても一括して議題といたします。

それでは、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項のウ、周年記念式典に伴う学校医等に対する感謝状の贈呈について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

5つの学校園における周年記念式典の実施に伴い、学校園より学校医等に対する感謝状の贈呈についての申請がございました。贈呈理由は園児・児童の健康管理に尽くした功績でございます。

贈呈対象者、式典挙行日は、資料に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご協議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 次に、生涯学習課等、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、周年記念式典に伴う歴代PTA会長に対する感謝状の贈呈について、ご説明いたします。資料6をご覧ください。

本件は、黒門小学校、富士幼稚園、富士小学校、大正幼稚園、及び竹町幼稚園から、周年記念式典挙行に伴う、歴代PTA会長の方に対する感謝状贈呈の申請があったものでございます。対象者は別紙1のとおりでございます。

いずれの方々も学校の教育活動、PTA活動の充実・発展に献身的に努めて来られたとのごことでございます。つきましては、対象者の方々のこれまでの活動に対し、感謝の意を表すため、感謝状を贈呈したいと思います。

文案につきましては、別紙2に記載させていただいておりますので、後ほどご参照ください。よろしくご協議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のウ及び生涯学習課のカについては、協議どおり決定いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項、庶務課のア、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、ご報告いたします。資料7をご覧ください。

まず、学務課取扱分が2件です。最初に、小学6年生の日光移動教室中止について。中止の通知を受けた。子供はがっかりしている。親としても実施してほしい。中学3年生の修学旅行は実施すると聞いた。安全対策をした上で実施してほしい。実施しないのであれば納得のいく理由を説明してほしいというご意見でございました。

続きまして、保育園のコロナ対応について。ことぶきこども園で延長保育を利用しようとしたところ、「6月までは休業期間中のため、7月からはコロナウイルス感染症対策のため利用できない」と言われた。7月以降、緊急事態宣言や東京アラートの発令もない。就業先では従業員の働き方の対策がなくなっている状態だ。そのしわ寄せが親に来ている状態のため、行政として就業先にも感染症対策の要請を再び出すべきだというご意見でございました。

次のページをご覧ください。児童保育課の取扱分が2件です。まず最初に、登園自粛要

請の解除について。台東区は、7月から登園自粛要請を解除し、2か月間登園しない場合は、退園とのことである。他区ではまだ続けているところもあるので、台東区も登園自粛要請を続けるべきではないかというご意見でございます。

続きまして、回答を要しない案件が一つです。こちらも、保育園の自粛要請希望について。会社は自粛要請が出ないと育休延長や休暇が認められず、保育園に預けざるを得ない。台東区で自粛要請を出してほしいというご意見でございました。

続きまして、放課後対策担当取扱分が5件です。まず、こどもクラブ利用状況の不透明性について。保育園の入園可能人数は毎月ホームページに公表されているが、こどもクラブは公表していない。保育園と同様に利用審査基準を設けているのだから、公表すべきだ。また保育園が増加する中、こどもクラブが少なすぎる。というご意見でございます。

次のページをご覧ください。生活指導子ども会ビーチボール大会開催について。ビーチボール大会を開催するとのお知らせがあった。放課後にビーチボールの練習を保護者の管理の下行うというのは、責任が重過ぎる。中止にするべきだというご意見でございます。

続きまして、産育休中のこどもクラブの利用について。こどもクラブ在籍中に産前産後休業及び育児休業に入った場合、その時期により利用できる期間が異なるのは不公平だ。また、全ての小学校での放課後子供教室の実施も併せて希望するというご意見でございます。

ここからは、回答を要しない案件です。まず、放課後子供教室の整備について。早急に全校で整備してほしいというご意見でございます。

続きまして、ビーチボール大会開催について新型コロナウイルスの感染が拡大している中、保護者の心身の負担や子供たちの安全を勘案すると、中止したほうがいいのではないかと。というご意見でございます。

次のページをご覧ください。指導課取扱分が3件です。まず、学校のコロナ対策についてです。病院からは「ただの夏風邪で明らかにコロナの症状ではない」との診断を受けた。その旨を担当に伝えると、やんわり2週間は来なくてくれととれるような発言があった。今後の対応や対策について記載されている「台東区立学校園版感染症予防ガイドライン」の周知、また冬季についての項目追加もお願いしたいというご意見でございました。

続きまして、学校のイベント実施に関して。動会や音楽会を行おうとしている学校があるが、なぜ他人の子供にリスクを負わせる行為を放置するのか。運動会や合唱を行うなど、一般社会の感覚からかけ離れた行為であると自覚してほしいというご意見でございます。

回答を要しない案件が1点です。コロナ感染について。学校の担任に感染者が出ているならば、生徒には出歩かないように指導してほしいというご意見でございます。

次のページをご覧ください。生涯学習課取扱分1点です。生涯学習センター受付窓口の対応について。受付窓口において、広報に掲載されていた情報について質問したところ、知らない旨の回答をされた。注意してほしいというご意見でございます。

中央図書館取扱分は2件です。中央図書館について。書籍のための紫外線照射器を設置



してほしい。また、受付の職員の対応が悪く、不快だというご意見でございます。

最後に、回答を要しない案件一つとして、浅草駅周辺への図書館の設置について。浅草駅周辺には、図書館が無く不便だ。分室規模でいいので、設置をしてほしいというご意見でございました。

いずれも、回答を要する案件につきまして、資料記載のとおり、回答をしているところでございます。

「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応については、以上でございます。

続きまして、令和2年10月教育委員会行事予定について、ご報告いたします。資料8をご覧ください。

10月は6日と26日に教育委員会定例会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。また、26日月曜日は、定例会に先立ちまして、10時30分から連合校園長会全体会を開催いたします。

また10月31日土曜日には、黒門小学校の110周年記念式典を予定しております。委員の皆様にはご出席をよろしくお願いいたします。

行事予定につきましては、以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは庶務課のア、「区長への手紙」でございます。アについて、何かご質問はございませんか。

○高森委員 教育委員会としては適切に対応いただいているということは分かりました。区民の声としてはやはり、コロナウイルス感染症対策で学校行事や、生活指導子ども会のビーチバレーボール大会などの開催についての是非を問われるような場合もあるのですが、何もかも教育委員会がトップダウンで物事を決めるようなことは必ずしも健全ではないと思います。やはり最終的な判断というのは、学校や園あるいは主催する団体が決めるべきであろうと思います。以上、意見です。

○垣内委員 冒頭でこのコロナ対策については、高森委員がおっしゃったように、教育委員会で指導したり、答えていただいているのかなというふうに理解いたしましたが、2点、どういうふうに考えているかというところをお尋ねしたいと思います。

まず1点は、指導課取扱分の一番最初、夏風邪かそうじゃないかって、なかなか難しいところがあるかと思いますが、できるだけ来ないよというふうなニュアンスでのお話があったというふうに書かれていますけれども、これから多分寒くなると、インフルエンザとか、他にもいろいろな風邪っぽい症状ってあると思うのですね。そういったときに、なかなか一律というのも難しいとは思いますが、どういうふうに対応されるのか、教育委員会としては、もし先生とか学校からお尋ねがあったとき、どういうふうにお答えになるのかなというのが1点。

2点目は、運動会とか合唱ですね。実際に音楽会の場合は、合唱が一番その感染の危険が多いというふうには言われています。吹奏楽とかもそれに次ぐ感じかんじかと思うのですが、弦楽とか、音楽会もいろいろな形式がありますし、どうもその科学的にいうとそん

なに大きく離れなくても大丈夫というような、いろいろな知見もあるようであります。劇場に関しては公文協というところがありまして、どのくらい距離をおいたらいいとかです、いろいろなガイドラインを出しております。このあたり、社会の常識も変わりつつあると思うのですが、どのように対応されるのか、どちらも非常に重要な学校の行事だと思うので、お尋ねをしたいと思います。

**○指導課長** まず、1点目の夏風邪で、明らかにコロナ症状ではないというような状況に関してですが、9月のはじめに学校版のガイドラインを一部改訂して、本区は今レベル1の段階ですが、レベル2、レベル3の段階で、更に感染状況が多くなる場合には、同居の家族に風邪の症状がみられる場合も自宅で休養させるように学校から依頼をしてくださいというような状況で出しておりますが、具体的に2週間とかそういうようなものは学校にはお願いはしておりません。あくまで、風邪の症状の場合も様子を見てくださいとか、現時点ではそのような対応をしておりますので、具体的に学校から2週間休んでくださいというような指導はしていないというふうに認識しております。

2点目についてですが、運動会と音楽会については、例年と同じような形というのは、既に中止ということをお願いをしております。学校によっては、違う形で、例えば、オーケストラのような形では、練習の段階でもかなりの感染症対策をしており、管楽器などが一番飛沫が予想されるということなのですが、背中合わせにして少し距離を取ってやるとか、上級生の教え合いの活動をできるだけ控えて、全体での指示を出すような形をとっているという学校があるというふうに聞いておりまして。

ただ、これから、保護者を1家庭1名入れるかどうかというのは学校と協議をしながらやっていますが、今までのように大勢の保護者の方を入れるという活動は、基本的にないというふうに聞いております。

**○神田委員** コロナのいろいろな対策・対応については、ガイドラインを基に各部署でも検討がなされた結果であり、大変ご苦労なさっていることを感じております。

一番最初の日光移動教室の件ですけれども、やるやらないの両方の意見があると思うのですけれども、具体的にはどういった対策が取られるようになったのでしょうか。もう一つは、中学校は行くといっているのに小学校はどうして行かないのだろうかということに関して、その考え方を教えていただけたらと思います。

2点目は、3ページ目の放課後子供教室のところですが、全校で実施していくという考えであればそのことを伝えたらいいのではないかなと思いますが、十分に伝わっていないと感じました。

3点目ですが、学校の行事についてですが、これもやはり両方の考え方があるかと思うのですが、やる所とやらない所があるというように書かれています。詳しく教えていただけたらと思います。

**○学務課長** それではまず1点目の、日光移動教室の件について学務課よりお答えをさせていただきます。まず、小学校は中止をしているのに中学校では実施を検討しているとい

うことについてですが、日光移動教室につきましては、時期をずらししますと、まず宿泊施設の確保ができないということと、あとは冬になってしまいますと、気温が非常に下がりますので、活動をすることができないということで、中止ということで決定をさせていただいたものでございます。

やはり、こちらの意見にございますように、最終学年ということで、何か記念に残るイベントをしたいというご意見が非常に多かったというところがございまして、現在、各学校で代替事業を検討しております。15校が区内の宿泊施設で、移動距離も短くして、日程も1泊という形で短くし、実施するというところでございます。残りの4校につきましては、バスで近隣に出かけて校外学習を行うということで検討しているものでございます。

○指導課長 修学旅行に関してですが、当初延期した日程が、8月末・9月初旬が3校、それから11月が3校で、3月が1校に延期をしたということで、学校ごとの判断をしておりましたが、8月末の最初の学校は学校と協議をしまして中止となりました。それから9月の2校に関してもやはり安全を第一にと考えたときに、何か発生したときの対応を考えたときに、やはり安全第一ということで中止となっております。今後11月は、また1か月前頃から協議をはじめていきますので、全て今実施というふうには進んでおりません。

それから、3点目の学校行事につきましては、やはり学校の教育課程の中でやはり重要と位置づけている活動に関しては、今までと同じ形ではなく、何かねらい・目的を明確にした上で感染症対策がとれる場合には実施してもよいということになっております。ただ、各学校の校長先生のほうから、心配な場合は一つ一つ相談があるのが現状で、それに応じて我々も対応を考えながら、場合によっては、この感染症対策は不十分であるという指摘をさせていただくケースもありますが、できるだけ感染症対策がしっかりとれているものに関しては、許可していく予定でございます。

○放課後対策担当課長 放課後子供教室の全校での実施につきまして、なかなか伝わっていないのではないかとご指摘かと思えますけれども、全校でやるという方針は変わりませんので、丁寧にそういったことが伝わるように、今後も周知に努めていきたいと思えます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、次に、庶務課のイ、来月の予定について、何かご質問はございますか。

○庶務課長 一点、申し訳ありません、資料の訂正がございまして、教育委員会定例会、10月6日、資料には月曜日とありますが、火曜日の誤りでございました。

大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いたします。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおり了承願います。

(2) 学務課 ウ

○矢下教育長 次に、学務課のウについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項のウ、令和2年度就学時健康診断の日程について、ご説明いたします。資料9をご覧ください。

令和3年4月に小学校の就学予定者に対する就学時健康診断を通学区域のそれぞれの小学校で実施いたします。日程は資料に記載のとおりでございます。

検査項目は、学校保健安全法施行令第2条に定められており、内科・眼科・耳鼻科・歯科の検診などを学校医・学校歯科医のご協力をいただき、実施するものでございます。

報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のウについては、報告どおり了承願います。

(5) 教育改革担当 ケ

○矢下教育長 次に、教育改革担当のケについて、教育改革担当課長、報告をお願いします。

○教育改革担当課長 それでは、資料15、台東区学校教育情報化推進のための環境整備について、ご報告をいたします。

はじめに、項番1、概要についてでございます。7月8日の教育委員会にてご報告いたしましたとおり、本日は台東区学校教育情報化推進のための環境整備の具体を定めるために作成いたしました資料案について、ご説明をいたします。

次に、項番2の本資料についてでございます。

恐れ入りますが、別紙が次でございます。ステープラー止めになっているものでございます。別紙をご用意いただきたいと思います。と存じます。

表紙をおめくりいただきまして、表紙の裏側にはじめにというものがございます。序文を載せております。今年度1人1台整備を行い、家庭でも学校と同じ端末を使える環境を構築し、児童・生徒の情報活用能力の育成を図ることについて、記載してございます。

次に、隣のページでございます。目次をご覧ください。第1章に整備についてと、第2章にフォローアップについての、二つの章立てとなっております。第1章の整備についてにおいては、1人1台端末をはじめとする、ICT機器整備の環境構成に関する概要を掲載しております。また、第2章のフォローアップについてにおいては、ICT活用目標の設定や教員研修及び、支援体制について記載しております。

恐れ入りますが、表の紙にお戻りいただけますでしょうか、資料15にお戻りください。項番3、本編資料の活用について、ご説明をいたします。本編資料案につきましては、国

の補助金申請の際の添付資料とするほか、別途、作成の予定であります、仮の名称ではあります、「台東区立学校における教育情報化の基本的な考え方」という資料と併せて、各教員のICT活用のための手引き書として各学校に提供し、教育情報化推進を図っていきたいと考えております。

最後に項番4、今後のスケジュールについてでございます。本件資料案につきましては、今月中旬を目途に、国の補助金申請に添付するとともに、区公式ホームページにて公表したいと考えております。また、この資料案とは別に、先ほどご説明いたしました。教員用の手引書を、10月を目途に作成する予定でございます。

台東区学校教育情報化推進のための環境整備についてのご報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告について、何かご質問はありませんか。

○垣内委員 このオンラインというか、ネットワークを使った環境の整備、非常に重要なことですし、ご担当も積極的に進めていただいております、非常に素晴らしいことだと思うのですが、2点確認をしたいと思います。

1点は、家庭における活用ということで、3ページ、報告書の3ページですね、児童・生徒が学校・家庭ともに同じ端末で学習するということですが、このときの家庭でのWi-Fi環境というのも違いがあるかとは思いますが。サーバーについては、同じものを使用できるというのがどういう意味なのか、また、家庭において、同時双方向通信が可能なネットワーク構造とありますけれども、これをどういうふうにするのか、教えていただければと思います。それぞれの家庭のWi-Fi環境によって、接続がうまく行かないとか、遅れるとか中断するとか、いろいろなことが想定されますけど、そこは大丈夫なのかというのが1点。

2点目は、これはハードの整備だと思いますけれども、子供たちが使えるのは、ドリル学習と、各自がいろいろ調べるとのことだけなのではないでしょうか。このデジタル教科書自体は、指導者用のものは教員の方の端末に入るけれども、学習者用のデジタルについては、今後どういうふうを考えていらっしゃるのか。今後の課題ということだろうと思うのですが、どういうふうに進捗をするようになるのか教えていただければと思います。

以上2点です。

○教育改革担当課長 お答えいたします。まず家庭のWi-Fi、委員がご指摘のとおり、様々な環境があるのかなというふうには思っております。

私たちが5月の段階で調べたところで申しますと、216人のお子様を除くほかの家庭には何等かのWi-Fiの環境があるということをご承知しております。基本的にはそのWi-Fiを使っている中で、また何か課題が見えてくるものもあるとは思いますが、この件につきましては、やりながら、また課題解決に向けて何か考えていかなければならないのかなというふうには思っております。

2点目の、端末の中に入っているものでございますが、eラーニングが入っております。そのほかにも授業の支援ツール、SKYMENU Cloudというものがございまして、このツール

は共同学習であったり、プレゼンテーションなどで発表する等の機能がございます。また、オフィス365の中にあるTeamsという機能を使いながら、その場になくても、学校でも外でもつながり学習等を行うことができる等の様々な機能が入っております。このソフトについても、学校の先生方にも効果とか使用方法をお伝えしながら実際の学校で活用いただく予定でございます。

そして、デジタル教科書の学習者用でございますけれども、今、国の方では、2024年、次の教科書採択の際に、いわゆる子供たちの学習者用のデジタル教科書を入れることを検討に入ったというふうに聞いてございます。現在、本区においては、先生方の端末にデジタル教科書を入れて、それを電子黒板等に映し出すというような、これまでのノウハウを生かしながらデジタル教科書を活用する予定でございます。委員ご指摘のとおり、学習者用のデジタル教科書については、今後また考えていかなければいけないというふうには認識をしております。以上でございます。

**○垣内委員** ありがとうございます。ぜひ、進めていただければと思います。

先ほど、5月の時点で200人を超える方にWi-Fiがないとおっしゃっていましたが、これはルータをお貸ししたということなののでしょうか。また、今後も貸し出し続けるということになるのでしょうか。

それともう1点、はじめにのところで、このはじめにも非常によく書けていると思いますが、3段目のところ、一時的ではありますが、教育動画の配信もされていっております。今後もこの教育動画の作成・配信というのは続けられるのでしょうか。

**○教育改革担当課長** お答えいたします。まず、家庭にWi-Fiがない方に関しては、モバイルルーターを貸し出すことを想定しております。ただ、毎日端末を持って帰るということではございませんので、必要に応じて考えていかなければならないのかなというふうに考えております。

そして、動画配信につきましては、今回の端末は学校でも家庭でも双方向のやり取りができるという端末でございます。先生方の教材の工夫とか、授業の工夫の中で動画配信することも当然可能となります。ただ、通信量の過度な使用とか、様々な課題もございしますので、先生方が効果的な場面で動画をアップすることを想定してございまして、様々なそういう機能があるということを先生方にお伝えしつつ、先生方にどのような場面で動画配信がいいのか、他の手段がいいのか、このICTの端末を使って、いわゆる情報活用能力というところを子供たちで高めていくために使っていただければと思っております。

以上でございます。

**○末廣委員** 関連ですが、この資料の7ページに家庭学習におけるICT活用目標というのが具体的に出ているのですが、これは今年度、2年度は月1回持ち帰りをするという。それで、3年度は月に二日、4年度が月3日以上ということなのですが。これはやはり、毎年これくらいの程度でだんだんレベルアップしていくという感じではありますが、ある程度最初からもう少し持ち帰りの日を多くするとか、そういうことは現在の段階では難しい

でしょうか。

**○教育改革担当課長** まず本区の先生方、子供さんたちを含めてですが、この1人1台端末の経験がまだございません。まずは学校で様々な機能を使っていただくとともに、家庭で使うときには、どのような使い方があるのか等を、様々なことを学んでいかなければならないと思っております。

実際に学校の端末を家庭に持ち帰った際には、一番はじめにご家庭のWi-Fiにアクセスするための作業が絶対必要になります。例えば小学校1年生のお子様急に端末を持って帰らせても、なかなかこれを全ての家庭でお願いすることは難しいのかなと思っております。

ですので、例えば令和2年度においては、経験することが大切でございますので、まず学校の中で指導を経た上で、1回そういう設定日を作って、学校と家庭としっかりと共通理解をしながら、家庭で使えるのか、使えないのか、使うときにはどうしたらいいのか。そして、端末に入っているクラウド上でできるeラーニングを経験するというようなスモールステップで考えてございます。ですので、もしかしたら子供たちのスキルが高まり、もっとこの数字よりも頻度が高まることは考えられるのかなと思っております。以上でございます。

**○末廣委員** 1人1台端末というのは、令和2年度で全部それはできるわけですか。

**○教育改革担当課長** できます。

**○末廣委員** それから、8ページの教員研修の件ですが、これに書いてあることは、令和2年度に全部やっていくということですか。

**○教育改革担当課長** 令和2年度だけとは考えておりません。教員の異動がございますので、毎年、年度はじめにしなければならないような内容の研修は当然、毎年実施してまいりますし、今回、整った初年度に研修することで、校内OJT、または職層にターゲットを決めて、ピンポイントでやるなど、様々な形でここに示されているような例示の研修をやっていきたいと考えております。

**○末廣委員** 分かりました。

**○神田委員** これまで、動画配信など、コロナ対策で、いろいろ学校で工夫されてきたと思うのですが、各学校で実施した具体例があったら教えてください。

2点目ですけれども、教員の研修はすごく大事だと思いますし、また、本区はICT支援員の活動が充実しておりますので、学校としては助かるんじゃないかと考えております。このような計画が一気に進んだら本当に素晴らしいと思って私は感心しているところですが、学校の反応というか、期待を込めていらっしゃるとか、頑張っやろうみたいな意欲が多いのか、それとも、かなり負担があり、負担が多いのかを教えてくださいたいと思います。

3点目ですけど、これまで研究を進めて来られたと思うのですが、それに加えて今回の緊急事態でまた学んだことなどもあると思います。それを今後どのように生かして

いくのか、こういう事態が終わった後もさらに取り組みを進めていただけたらと思うので、その見通しを教えていただけたらと思います。

**○教育改革担当課長** 具体例については、後ほど指導課長のほうからお話があるかなと思いますので、それ以外のことでお答えをいたします。

まずICT支援員につきましては、本区の先生方と緊密な関係の中で支援員さんが授業の活用の効果的な場面で使える方法をお伝えいただいたり、または機器等の扱い、トラブルに関してもご助言いただいたりしながら支援しておりますので、引き続きICT支援員を効果的に活用していただきたいと考えております。

また、モデル校での結果を踏まえての活用でございますが、今、私たちがお伝えできるのは、このICT機器というのは、高価なツール・道具でございますので、この道具をどう効果的に使うことがいいのか、その効果的な使い方だけではなくて、どう校内で管理していくことがいいのか。モデル校では当初、3学級に1学級の端末でございましたが、運用がスムーズに行くまでに、早い学校で3か月、日常使いに至るまでに半年かかっております。モデル校でそういう結果で出ておりますので、当然これまで40台しかなかったほかの学校に関しては、もっと大きな影響が出てきたりとか、各学校が課題を解決しながら日常化していかなければならないというようなことをお伝えしております。現に実際に先生方も1人1台端末になる喜びはありますが、未知数なところがございます、不安もあるということをおっしゃっております。また、実際にこれだけの端末が快適に動くんでしょうかとか、どういふことができるんでしょうかとか、すごく期待値が高まっているのですが、実際に中学校では、今月末から10月末において全ての端末が入ります。小学校では11月から1月の間で全ての端末が入ります。

入ってからこそ、これから勝負だなというふうに思っておりますので、ここに記載のとおり、フォローアップはとても大事であるというふうに認識をしているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

**○指導課長** コロナ対応に関してですが、まずICTと関連するということでは、各小学校中学校とも、文科省や都教委から来た情報に関しては、できるだけ早くホームページにアップしています。また、NHK for Schoolなどは、すごくいい動画を配信していますので、臨時休業に急遽なった場合を想定して、これらを活用してはどうかというようなことも指導課から提示させていただきました。

それから、先ほど教育改革担当課長からお話があったように、実際にYouTubeで動画を作れるような、今現時点で学校にあるタブレットを使ってできる方法を、こちらのほうで示させていただきました。こちらのほうは、まだまだ実は学校によって温度差がありまして、すごく限定公開をしているところも数校ありますが、思ったよりこちらのほうは進んでいない状況です。それから、ホームページの更新を指導課からも依頼しまして、小学校も多くの学校がやっているんですが、特に中学校のほうで随時更新をしていただいて、学



校によっては夏休み、ほぼ2日に1遍とか毎日に近い状態で校長先生のブログなどを更新している学校もあるように認識しております。以上でございます。

○神田委員 ありがとうございます。大変詳しく説明していただきました。学校も、そして教育委員会も大変頑張っているということを改めて感じましたし、この情報化推進のための環境整備が一気に進んで、ご苦労が多かったことと思います。これからもぜひ頑張ってくださいと思います。よろしくお願いたします。

○高森委員 ご説明、いろいろありがとうございます。私のほうからは、質問したいことと、それから文言の整理が必要な部分があるのではないかとということの指摘と、確認事項と、提案事項を申し上げます。まず質問事項2点、6ページのフォローアップについて、第2章の項番1の調査研究の5行目に、「リース開始時」と書いてありますが、具体的にこのリースの期間はどのくらいなのかというのが一つ。もう一つが、同じ6ページの(1)です。平常の教育活動におけるICT活用の目標、活用目標。やはり目標を定めるにはPDCAサイクルを回していかなければいけないと思うのですが、実は次のページの7ページの上段では、家庭学習におけるICT活用目標、こちらは各児童生徒のその1日あたりの学習の使用頻度について、時間で何分という基準を設けて、これを一つのバロメーターとして評価していくということなのですが、6ページの学校で使われる頻度が、1日1回以上の活用という、非常にアバウトな表現ですね、確かに一番下段の四角の書き込みに1回の定義について書いてあるわけですが、これは、最初の初年度はこれでも仕方ないのでしょうか、しかし、1年やりますと、ネットをどれだけ利用したかのアクセス記録がちゃんと残ると思います。ですから、できれば、将来的には1日に1回という回数よりも、時間数で目標を立ててほしいと思うのですが、その辺のお考えがあるのかどうか。これが質問の二つです。

それから提案事項が二つあるのですが、先ほど垣内委員から、家庭学習における活用について、3ページ目の第1章、整備についての項番1の(2)に関して、いろいろご意見がありました。ご家庭でのWi-Fi環境はどうかということ、モバイルルーターを必要な家庭には配付してはどうかというご意見がありました。ルーターがなくても4G・5G対応のSIMカードを挿して直接その通信回線事業者等のキャリアにつなげるようなシステムができればルーターは必要ないと思います。費用対効果にもよると思いますが、提案の一つです。

それから、もう一つの提案が、今度は40ページ目のインターネット接続についての部分ですけれども、これは確認も含めてなんです、ファイアウォールというのが、ルーターの先についていますね。最近では、これは内部でのウイルス等の感染拡大を防げないということで非常に危ないらしいです。今はこのルーターが、セキュリティルーターというのが兼用されているものがあって、確かに予算のこともあるので難しい部分もあると思いますが、もし将来このセキュリティ部分を強化するのであれば、そういったこともお考えいただければと思います。これが提案の2点目です。

それから、3点目が、文言の整理ですけれども、まず、3ページ目の第1章の1、(1)学

校における活用、この文章はちょっと分かりづらいのかなと思いました。この部分、私はこういうふうに直したらどうかなという提案です。例えばこの文章、「各児童生徒が、日常的学習の場面で調べたり話し合ったりする等の活動において自分の考えを表現する道具の一つとして、各自1台ずつの端末を効果的に活用できるよう必要な環境を構築します」というふうに文章を変えるとよろしいかなと思います。「なお、新しい日常の定着に向け、学校での学習は集団による対話的な学びに重点化することで、授業時数の圧縮を目指す必要があることから、学校での学習課題のうち、個人で考える活動を家庭学習になめらかに」あるいはここはスムーズに、円滑にということでしょうか、「なめらかに移行できる環境も併せて整備します」というふうにするとうかがいます。それが正しい理解かどうかわからないので、不都合があれば指摘いただければと思います。

(2) の家庭における活用の①、②、③、④のその次ですけれども、文末の「ネットワーク構造とします」は、「ネットワークを構築します」ではいかがでしょうか。多分、目標・整備についての考え方ですから、そんなところでいいかなと思います。

それから、項番2の学習系ネットワーク環境の構成の(1)の文章ですけど、これは敬体と常体ですます調が交ざってしまっていて、三行目に「タブレット型パソコン」とすると、ここは常体になっているので、ですます調にするなら、「パソコンとします」にしたほうがいいのかなと思いますね。

ほかにも、3ページ目の一番下の部分の(3)ですけど、「大型提示装置、カラープリンター、実物投影機を各校に整備するとともに、それぞれの情報機器や端末を校内LAN環境(後述)に接続します」にするとか。

また、一番最後8ページ目の上段の(2)、「学校における働き方改革に関する研究」の部分で、例えばここも「デジタル教材の教員間での共有や授業における児童・生徒との教材の共有」ではよく分からないので、例えば、「授業における児童・生徒の学習事例のひらきあい」あるいは「共有」にするのがいいのかどうか、その辺をご検討していただければと思います。

以上様々申し上げましたが、いかがでございますでしょうか。

○教育改革担当課長 もし回答が抜けていましたら、またご指摘いただければと思います。

まず1点目、リース期間についてでございますが、5年間でございます。

2点目、6ページにございました、6ページの、日常の教育活動におけるICT活用目標と、7ページにあります、家庭学習におけるICT活用目標の時間と回数のことについてでございます。

まず、授業で活用する目標に関しては、モデル校でも同じような回数でカウントをさせていただいております。つまり、委員ご指摘のとおり、いずれはログインすれば学びのログとかアクセスとかが集計できるようになると思いますので、そういうところを、もしまた何か考えることができるのであれば当然考えてまいりたいと思っております。まずはここにお示ししているとおおり、令和2年、今年があつという間に終わってしまいますので、

令和3年が実質スタートかなと思っております。令和4年までの3年間の中で、実際に先生方に使っていただきながら、どのような結果が出てくるかで大分変わってくるのかなと思っております。そういう意味で、このページにもあるとおり、令和5年以降については、あえて設定してございません。ですので、この間の中で、ご指摘があったような、どういう指標にしていったらいいのかというところも当然、もしかしたら検討しなければならないのかと思っております。まずはこういう環境がない学校が多数ございますので、モデル校であればたくさん使ってできるかなと思いますが、多分はじめての先生方にとってはハードルが高い学校もあって、進むものが進まないような課題も出てくるかなと思っておりますので、このようにしております。

そして、7ページの家庭学習においてですが、ここで時間をあえて示しているのは、いわゆる家庭の通信料の問題もあったりとか、健康被害の面での健康ですね。そういうところもあります。小さいお子様が、もしかしたら大人の方がいないところで使うこともあるかなというふうに、思っております。そして、東京都教育委員会、都立学校では、先んじてそういう環境で高校生の皆さんが経験を今回しているのですが、例えば一つの動画を示すのも3分とか、短い動画を示して、効果的な場面で、授業の前とかまとめとか、そういうところで使ったりしております。ですので、ICTが効果的な場面で使ってほしいので、1日中ずっとICTを使っていたらダメという。逆に言えばこれは、歯止めという意味で、10分から60分の中で効果的なものを子供たちに提示してさせていただきたいというような、目標というよりは、歯止めの数値でございます。そして、今のが3点目になりました。

4点目、4ページ、インターネットの接続についてでございます。ここに示しているのは本当に簡略化された図でございます。当然セキュリティ強化に関しては、業者の専門的な知見を頂きながら、安全担保ができて環境を作っております。また、ただ、この類の技術というのはいちごとでございますので、これを変えていくのかどうかということが当然あると思いますので、引き続き、考えていかなければならない問題なのかなというふうに思っております。現段階では、これでセキュリティは担保できているというふうに認識してございます。

**○教育改革担当課長** 7ページに戻っていただきますと、家庭におけるというところのルーターの件でございます。今回、この私たちが想定しているモバイルルーターですが、今、家庭に貸し出ししているルーターを同じように使っていただいたらいいのではないかなと思っております。

普段、実は学校の中のWi-Fi環境というのは、教室、特別教室、そういうところにWi-Fiが設置されています。逆に言えば、体育館や校庭、屋上にはWi-Fiがございませんので、そういうところで日常的にルーターを使っていただくことも想定しております。つまり、学校には既に常に何台かのルーターがあって、Wi-Fiが接続できていないところではルーターを使っていただくというイメージでございます。そして、学校がもし閉じてしまえば、

学校にルーターを置いておく必要がございませんので、そのルーターを子供に、家庭へ持って帰っていただくという形で考えておりますので、今回、家庭への貸し出しで調達したルーターを大切に使いながら、今後も使っていきたいというふうに考えております。当然、SIM対応の端末も、この1人1台端末を入れていくときに検討はしましたが、やはりランニングコストや通信料が非常に高価なものになってしまうということもありまして、今このような形を考えております。

5番目が、文言に対して、様々なご意見をありがとうございます。また、持ち帰りまして、いろいろと私たちももう一度文章を見直していきたいなというふうに思っております。

○高森委員 ありがとうございます。

私の解釈が間違っていましたら、また教えていただければと思います。先ほど、7ページ目の上段の家庭学習における活用目標の中で、時間を設定した取り組みも伺いまして、納得いたしました。その中で、ご説明の中で一つ気になったのが、学習以外の利用というのがもし発生した場合は、どのように把握をできるのでしょうか。

○教育改革担当課長 お答えいたします。実際、今回のこの整備に向けてというのは、大きな考え方でございまして、実際に学校の先生方には、運用マニュアルや取扱説明書、家庭のルール等、細かなものをおまとめいたしまして、教員も理解する、子供も理解をする、そして家庭でもそれを周知していく、そのようなことを考えてございます。ただ、ルールがあっても100%守られるのかというところは当然あるのかなというふうには思っております。ですので、一概にこういう手立てを持っているということは今言葉に表すことができないのですが、情報モラルに関しては、繰り返しご家庭・お子様にご説明しながら、適切に使っていただきたいというふうにご理解いただきたいと思います。

○高森委員 学習アプリだったら、もしかしたら利用時間を制限するという機能があるかもしれません。子供が使うスマートフォンの端末の利用時間の制限をしたり、見られるサイトを制限したりというフィルターをかけるという、いわゆるフィルタリングですね。例えば学校の単元の時間しか使えなくすとか、何かそういったシステムができればとは思いますが。家庭学習ですから、例えば家に帰ったら、何時から何時までの間しか使えないとか、必要ないサイトが見られないとか、そういったフィルタリングももしかしたらできるようになるかもしれませんが、一つずつ設定するのは、大変だと思います。それもやはり、家庭の保護者のご協力をいただかないと難しいかなと思いますので、今一度そのあたりも進めていただければと思います。

○教育改革担当課長 今回の端末、フィルタリングをしっかりかけてございまして、検索すると入っていただけない、例えばいじめや自殺や何か、そういう関連につながるようなものにはアクセスが絶対できないようにはなっております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、教育改革担当のケについては、報告どおり了承願います。

それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について、聴取いたしたいと思います。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いいたします

(傍聴人退室)

〈日程第1 議案審議〉

第29号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由及び、内容について、説明をお願いします。

はじめに、第29号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 では、第29号議案、令和元年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算（教育費関係）の認定の意見聴取について、ご説明いたします。本案は、来る第3回区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため、提出したものでございます。

恐れ入ります。議案に添付している資料の1ページをご覧ください。歳入決算でございます。総額50億6,656万1,175円で、予算現額と比べますと、1億8,171万6,825円の減でございます。収入率は、96.5%となります。

次の2ページは、歳出決算でございます。総額220億1,463万1,399円で、予算現額から8億1,293万6,601円の不用額が出ております。執行率は96.4%となります。

次の3ページのA3版縦の資料が、歳入決算の概要でございます。歳入は、前年度比5億403万4,394円、11.0%の増でございます。

以下、款ごとに例年の決算額との主な増減をご説明します。まず、分担金及び負担金は、約3,119万円、6.9%の減で、保育費の幼児教育・保育の無償化事務による減と、新規園の開設による増の負担金の相殺等によるものでございます。

次に、使用料及び手数料は、約1億3,070万円、23.2%の減で、保育費の幼児教育・保育の無償化事務による、保育所・こども園・幼稚園の保育料の減等によるものでございます。

次に、国庫支出金は、約3億6,088万円、22.6%の増で、子どものための教育・保育給付費の、新規園開設に伴う入所児童数の増と、学校施設整備費の歳前小学校改築事業終了による皆減との相殺等によるものでございます。

次に都支出金は、約2億8,917万円、16.4%の増で、子どものための教育、保育給付費の新規園開設に伴う入所児童数の増と、保育施設整備数の減による補助金の減との相殺等によるものでございます。

次に、財産収入は、約50万円、1.3%の増で、生涯学習センター店舗、地下駐車場運営業者への建物貸付料の消費税分の増等によるものでございます。

次に、繰入金は、増減はございません

次に、諸収入は、約1,536万円、10.6%の増で、新規事業による保育所賄収入の皆増と、保育費受託収入の管外受託児童数の月数の減との相殺等によるものでございます。

次の4ページが、歳出決算の概要でございます。歳出は、前年度比6億3,904万4,497円、2.8%の減でございます。以下、項ごとの前年度と比べての主な増減をご説明します。

まず、教育総務費は、約8億91万円、53.2%の増で、校務支援システムの運営の小中学校費からの事業移管及び教職員LANの再構築による皆増等によるものでございます。

次に、小学校費は、約22億3,384万円、34.7%の減で、蔵前小学校改築・黒門小学校大規模改修の事業終了による皆減と、根岸・東浅草小学校大規模改修工事の内容相違による増との相殺等によるものでございます。

次に、中学校費は、約1億2,793万円、13.4%の減で、中学校施設保全の計画公示対象校の減による工事費の減等によるものでございます。

次に、校外施設費は、約930万円、9.3%の減で、少年自然の家の女子浴室B防水改修及び外壁改修工事終了による減等によるものでございます。

次の5ページをご覧ください。幼稚園費は約1億5,910万円、20.2%の増で、根岸・竹町幼稚園大規模改修の工事内容相違等による増と、私立幼稚園就園奨励及び保護者補助の補助対象園児数の減との相殺等によるものでございます。

次に、児童保育費は、約6,827万円、7.0%の増で、保育委託の5施設開園による入所児童数の増による増、坂本保育園大規模改修の工事内容相違等による増と、玉姫・松が谷保育園大規模改修の事業終了による皆減との相殺等によるものでございます。

次に、こども園費は、約7,384万円、6.8%の増で、こども園施設管理のこども園体育館エアコン設置工事の実施による増、こども園施設型給付の増等によるものでございます。

次に、社会教育費は、約1,649万円、1.1%の減で、自然の村管理運営の施設廃止に伴う皆減と、浅草寺伝法院文化財復元補助の補助事業実績による増との相殺等によるものでございます。

次に、社会体育費は、約2,740万円、6.1%の増で、荒川河川敷運動公園運動場の台風被害に伴う普及工事实績による増と、リバーサイドスポーツセンター維持修繕の計画工事内容の変更による減との相殺等によるものでございます。

それでは、議案にお戻りいただき、この議案の裏面をご覧ください。教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。第29号議案については、原案どおり決定いたし

たいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

(3) 児童保育課 オ

○矢下教育長 それでは、これより、令和2年度補正予算に関する議案の審議等を行います。はじめに、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のアを議題といたします。なお、関連する児童保育課のオについても、一括して議題といたします。

それでは、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、協議事項庶務課のア、私立幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策について、ご説明をいたします。資料1をご覧ください。

資料1をご覧ください。まず1、授業概要です。私立幼稚園における感染症対策については、令和元年度から2年度にかけて、保健衛生用品等の購入経費、1施設あたり50万円を支援してまいりました。今般さらなる取組みとして、保健衛生用品等の購入経費や感染症対策の取組みを徹底することに伴う事務量増への対応経費を追加で助成するものでございます。

次に2、対象施設は、区内私立幼稚園7施設です。

次に3、対策内容です。保健衛生用品の購入及び消毒、新型コロナウイルス感染症対策の取組みを徹底することに伴う業務量増への対応に必要な経費で、1施設あたり50万円でございます。

次に4、補正予算額案です。区議会第3回定例会に、補正予算として、歳入・歳出とも350万円を計上予定です。

最後に5、今後のスケジュールについては、記載のとおりです。

協議事項の説明は以上でございます。ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○矢下教育長 次に、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について、ご報告いたします。資料5をご覧ください。

項番1、事業概要です。こちらにつきましては、先ほど私立幼稚園の事業概要と同じものなので、省略させていただきます。

項番2、対象施設・事業でございます。(1) 保育所は80園、(2) 認定こども園4園が対象施設となります。(3) 延長保育園事業は45事業、(4) 一時預かり事業は6事業が対象事業となります。

項番3、対策内容です。保育所等で使用する保健衛生用品の購入と、保育所等の消毒、感染症対策に関する業務に伴う手当等となります。こちらも、1施設・1事業あたり50万円です。

項番4、補正予算額（案）です。歳入・歳出とも6,750万円となります。内訳は記載のとおりです。

項番5、今後のスケジュールです。こちらのほうも記載のとおりです。

本件につきまして、ご協議いただきまして、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

やる前にもまた質問できます。

○高森委員 それぞれ、私立幼稚園7園、保育所135事業、1施設あたりそういった50万円の支援をしていらしたということですのでけれども、実績は何%くらいが達成されているのでしょうか。

○庶務課長 私立幼稚園についてなのですが、これは、令和元年度については3月に決まった制度ということで、ちょっと元年度の実績としては、3園で合計71万4,000円という状況になっています。これは元年度から2年度にかけて50万円ということで、今、その2年度分については、現在申請処理等の受付作業を進めているところでございます。またさらに、今回それに加えて50万円というところでございます。

○高森委員 保育のほうはどうでしょうか。

○児童保育課長 こちらは、昨年度から引き続きやっております。昨年度の実績ですと、予定価格720万でございましたが、交付決定したのが550万弱でした。全部使い切れなかったという形にはなっております。今庶務課長がお話しましたとおり、令和2年分につきましてはこれから整える予定でございます。

○高森委員 分かりました。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のア及び、児童保育課のオについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第30号議案

○矢下教育長 それでは、第30号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、第30号議案を議題、令和2年度東京都台東区一般会計補正予算



(第4回)における教育関係経費計上予定案の意見聴取について、ご説明いたします。本案は、来る第3回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため、提出したものでございます。

議案の次に添付してあるページをご覧ください。内訳書でございます。

今回の補正は、歳入が総額658万4,000円、歳出が総額2億388万3,000円のそれぞれ増額でございます。

添付してある資料の1ページをご覧ください。歳入の内訳をご説明いたします。まず、都補助金では庶務課の私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費が350万円の増額となっております。次に、雑入では、学務課・児童保育課が、それぞれ保育関係補助金返還金23万3,000円、285万1,000円、消費税仕入税額控除による補助金返還金として計上しています。

2ページをご覧ください。歳出の内訳をご説明します。まず、教育総務費では、庶務課・児童保育課がそれぞれ、国・都支出金返還金で4,661万9,000円、8,444万6,000円を超過受け入れに伴う返還金として計上しています。

次に、校外施設費では、学務課の少年自然の家管理運営が13万1,000円の増額となっております。

次に、幼稚園費では、庶務課の私立幼稚園小規模園補助及び健康管理等補助が350万円増額となっております。

次に、児童保育費では、児童保育課の保育所等に置ける児童の安全対策が、6,250万円の増額となっております。

次に、こども園費では、学務課のこども園における児童の安全対策が500万円のぞうがくとなっております。

最後に、社会体育費では、スポーツ振興課の清島温水プール管理運営が168万7,000円の増額となっております。

それでは、議案にお戻りいただき、議案の裏面をご覧ください。教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 これより、採決いたします。第30号議案については、原案どおり決定したいと思っております。

これにご異議ございますでしょうか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

以上で、令和2年度、補正予算に関する議案の審議等については、終了いたします。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 庶務課 イ

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のイについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、協議事項、庶務課のイ、台東育英小学校児童数増加に伴う教室増設等工事の基本設計について、ご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。

はじめに、1番。台東育英小学校及び育英幼稚園の建築計画の概要です。建築計画、建物の規模・構造は、地上5階建の鉄筋コンクリート造です。建築面積は1,656.61平方メートル、延べ床面積は、5,979.70平方メートルです。既存校舎と比べ増加する面積は、886.60平方メートルとなります。

次に2、基本設計方針です。台東育英小学校区域の就学前人口と将来推計を踏まえ、学級数の増加に対応できるよう、必要教室を確保する計画としています。

次に3、工事概要です。まず、(1) 体育館棟です。現在の体育館棟を改築し、3階建てから4階建てとし、教室の増設などを予定しています。

(2)、校舎棟です。児童数増加に伴う給食室の拡張工事をはじめ、経年劣化による空調・トイレ等排水設備更新などを予定しています。

(3) 環境整備等工事です。本体工事終了後、校庭再舗装、外構建設設置工事等を行ってまいります。

次のページをご覧ください。4番、平面計画です。別紙で織り込んであります平面図をご覧ください。

各階の主なポイントをご説明します。まず1階部分です。現在の職員室・校長室・事務室は、体育館棟2階に移設します。また、給食室を増床します。

次のページをご覧ください。2階になりますが、体育館棟の2階に増床した職員室を新設します。また、新たに普通教室を4教室整備します。

続いて3階です。体育館棟の3階は体育館フロアとなります。

次のページをご覧ください。下段の5階をご覧ください。5階は屋上となっております、緑化の広場を整備します。また、風水害対策として、これまで地上にあった空調機器等設備機器の設置スペースを確保いたします。

最後のページは外観のパース図となっております。手前の建物が体育館棟となります。

恐れ入ります。資料の2にお戻りいただいて、資料2、裏面の5番、概算工事費です。現段階で、工事費は旧柳北小学校における仮校舎の改修、それと消費税、併せて約33億円を予定しています。今後、令和3年度の予算編成に向けて、引き続き工事内容及び工事費を精査してまいります。

最後に6、今後のスケジュールです。9月8日の明日の政策会議に報告後、来月区議会定例会の所管委員会に報告する予定です。その後、地域関係者や在校生等に基本設計の概要について周知してまいります。実施設計は引き続き作業を進め、令和3年2月に完了予定です。現校舎の工事に先立ち仮校舎となります旧柳北小学校の改修工事を令和3年4月から7月にかけて実施し、8月に学校園が移転予定です。移転後の令和3年9月から工事に着手し、令和5年12月の完成・竣工を目指してまいります。

協議事項の説明は以上でございます。ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 工事費が33億ということですが、東京都のほうからの補助はどれくらい出るのでしょうか。

○庶務課長 詳細については今後確認をしていきますけれども、工事で、大体、1億2,000万円前後を想定しています。

○末廣委員 ありがとうございます。

○庶務課長 考え方として、今回、増床した部分についての経費の補助という形になりますので、基本的に全体ではなくて、あくまで増床した部分という考えになります。

○末廣委員 分かりました。

○垣内委員 この増床する、増設する教室に関しては、Wi-Fi環境はどうなるのでしょうか。

○教育改革担当課長 教室のほうにはWi-Fiの環境が整備される予定でございます。

○高森委員 現在の台東育英小学校の規模は、どれくらいでしたか。

○庶務課長 5階建てとあるのは、既存の校舎棟の5階部分が、プール、それと更衣室がありまして、既存の校舎棟がそういった意味で5階建てという形になります。

今回その体育館棟を一層増設するので、屋上、左側の建物が体育館棟なんですけど、そこが1層上がって、屋上部分が既存校舎棟とそろそろような形になります。

○高森委員 なるほど、5階は屋上、プールは室内ですか、屋外ですか。

○庶務課長 プールは屋外ですが、この右側に更衣室などがあると思うのですが、そちらは室内になります。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 児童保育課 エ

○矢下教育長 次に、児童保育課のエについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○**児童保育課長** それでは、小規模保育施設の開設について、ご報告いたします。資料5をご覧ください。保育所の整備については、保育需要の増加に対応するため、公募を実施しているところがございますが、今回1件の提案について、今後開設に向けて進めてまいりたいと考えております。

それでは項番1、公募による提案の概要です。名称は、（仮称）ベベ・ア・パリ保育園台東です。開設予定日は令和3年4月1日、所在地は、台東三丁目34番5号嶋田ビル1階です。定員は1歳児8名、2歳児8名の計16名を予定しております。構造・延べ床面積は、資料のとおりです。運営事業者は、株式会社fesパートナーズで、都内で小規模保育施設を4、認可外保育施設10園などを運営している事業者です。

恐れ入ります。裏面をご覧ください。項番2、提案の審査です。（1）審査日は、令和2年8月19日です。

（2）審査方法です。区内の同種の施設を参考として、同水準であれば標準点とし、それ以上であれば選定いたしました。

（3）審査委員につきましては、資料のとおりです。

（4）審査結果でございます。得点につきましては、表のとおりで、標準点を超過しており、選定いたしました。今後開設に向けて、工事や認可手続き等を進めてまいります。

項番3、今後のスケジュールです。本件については、区議会第3回定例会子育て・若者支援特別委員会において報告する予定です。

協議事項の説明については以上でございます。本件につきまして、ご協議いただき、決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**矢下教育長** ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○**垣内委員** 裏面の審議結果の収支計画が標準点よりもかなり低いようなんですけれども、そこは大丈夫なものなのでしょうか。確認です。

○**児童保育課長** こちらのほうは、審査結果で、収支計画のところ、標準点が36ということで29点という形になってございます。こちらのほうは、収支計画を5年間出していたんですけれども、厳しい見込みである程度の収支計画5年間を出したということで、特に職員費、職員の比率が高い状態として出していただきまして、そこら辺で利益がちょっと少なかった、利益といいますか、そういった余剰分が少なかったというところが、中小企業診断士の方から事前に説明がございまして、その辺を、予算を確認していただいたところ、やはりちょっと収支計画が大丈夫なのかということで、少し点数が下がってしまったというところがございます。

利益を多く出すというのがいいということでもないとは思いますが、職員を多く見積もっていくことが悪いことではないんですけれども、一応収支計画を厳しく見積もったという形での説明がございましたので、そういったところで、今回そういった収支計画を出されたということで、この点数になったというふうに認識してございます

○**矢下教育長** よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のエについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

2 報告事項

(2) 学務課 エ

(3) 児童保育課 キ

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、学務課のエを議題といたします。なお、関連する、児童保育課のキについても、一括して議題といたします。

それでは、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 報告事項のエ、児童生徒の通学経路における点検の実施結果について、ご説明いたします。資料の10をご覧ください。

項番1、合同点検概要です。本件は、昨年5月、大津市におきまして、集団で歩道を通行中の園児らが巻き込まれた交通事故の発生を受け、関係閣僚会議におきまして、未就学児を中心とした子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保に係る対策を講じることとされました。そこで、小中学校につきましても対象となっておりますが、交通安全の観点による関係機関との合同点検を行い、児童生徒の安全確保に取り組んだものでございます。

実施機関は令和2年2月18日から同年3月17日までとしております。実施校は、区内全小中学校です。参加者は、各警察署、各学校の担当者、交通対策課、土木課、学務課です。

実施内容は、各学校に交通安全の観点から危険のあると思われる場所を抽出していただき、抽出箇所のうち、学校と協議し点検を実施する箇所を選定した上で、関係機関と合同点検を実施いたしました。そして、関係者立ち会いのもと、現場の状況確認や対策を協議した上で、各箇所について交通安全対策を実施するというものでございます。

項番2、実施結果です。学校側から抽出された箇所は、小中学校合計で76箇所、このうち点検を実施した箇所は25か所でした。また、点検箇所の内対策を行った箇所は、32箇所となります。

なお、抽出箇所のうち、点検箇所としなかったのは、学校の対応で危険の解消が見込まれる箇所ですとか、過去の合同点検で既に対策が終了している箇所でございます。対策箇所32か所につきましても8月末現在で対策済みが30か所、対策予定が2か所となっております。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。対策を実施した箇所を内容別に一覧とした表を

記載しております。そして、今後の対策といたしましては、点検の実施結果を各学校に通知し、対策予定とした箇所は、関係機関と協議しながら進行管理を行ってまいります。

最後に項番3、今後のスケジュールの予定でございます。

明日8日の政策会議にて報告の後、令和2年第3回定例会区民文教委員会に報告いたします。

説明は以上です。

○矢下教育長 次に、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、未就学児の移動経路における点検の実施結果について、ご報告いたします。

1番の合同点検の概要につきましては、同じでございます。

(1) 実施機関です、令和元年9月4日水曜日から26日木曜日で行いました。実施施設ですが、記載のとおり、区立・私立幼稚園、認定こども園、認可保育所等でございます。

(3) 参加者でございます。こちらのほう、記載のとおりですが、先ほどの学務課長の報告と違うところは、各道路管理者のほう、こちらのほうは参加しているというところでございます。

(4) 実施内容については、記載のとおりでございます。

項番2、実施結果でございます。こちらのほうは、点検箇所125箇所、対策箇所44か所、うち、対策済みが27か所、対策予定が17か所となっております。点検箇所のうち、対策箇所としなかったのは、以下の理由によるものです。①保育所の解消で危険の解消が見込まれる箇所、②点検時に対応が終了している、もしくは実施中の箇所、③現状以上の対応が困難と判断された箇所でございます。

恐れ入ります。裏面をご覧ください。(2) 対策内容別件数でございます。対策内容については、防護柵等の設置、障害物等の撤去、信号待ち時間の変更、路面表示の新設・補修などが、多く対策を実施しているところでございます。詳細な件数につきましては、資料に記載のあるとおりでございます。

(3) 今後の対応でございます。点検の実施結果は、各施設に通知し、また対策予定といたしました箇所は、今後、関係機関と協議しながら進行管理をしてまいります。

項番3、今後のスケジュールです。明日の政策会議に報告後、第3回定例会子育て・若者支援委員会において報告予定です。

ご説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 児童・生徒の通学経路における点検の実施結果ですけれども、裏面の対策内容のところですが、警察による取締強化とか、あと、児童生徒への安全指導の徹底という対策というのは、具体的にはどんなようなことが多いのでしょうか。

それから、未就学児の移動経路における点検の実施結果についてですが、1ページ目の一番下の現状以上の対応が困難判断された場所というのは、具体的にはどのような場所な

んでしょうか。2点です。

○学務課長 それでは、児童生徒の安全点検の方でお答えをさせていただきます。

警察による取締強化ですが、例えば、交通量の多い時間帯に警察の方で取り締まりを強化するといった対策をしていただくということになっています。また、あとは児童生徒への安全指導の徹底というところ何ですけれども、具体例を挙げさせていただきますと、道路を渡るときに危険があるということでお話があったんですけれども、実際点検をしにいったときにその両脇に歩道がありまして、そこを渡らずに歩道のほうを渡ってくださいという指導を徹底したりとか、そういったことがございます。

○児童保育課長 1ページ目の下の現状以上の対応が困難と判断された箇所の内容でございます。特に信号ですね。青信号の時間の延長という形でいろいろといただいたんですけれども、やはり設置基準がございまして、周囲の交差点との関係から、時間の延長は難しい、困難であるという回答がありました。また、信号機の設置のこともいただきましたが、どうしても基準にそぐわない信号機は設置できないという形でのこともございました。

また、ガードレールの設置ということもございましたけれども、道路の幅員ですとか、駐車場の出入り口等がございまして、そこにガードレールを設置という希望が出てきたんですけれども、そこもちょっと難しいということです。

また、長くなりますが、道路の交通量が多いことですか、車がスピードを出しているということで制限をかけてほしいというところもあるんですけれども、なかなかそういうところの現状以上はなかなか難しいというところもございましたので、そのあたりが、③というところに当てはまるということでございます。

○神田委員 ありがとうございます。大変具体的に教えていただきました。実際には、交通事故や、それに近い危ない事案は増えているんでしょうか。それとも減っている状況なんんでしょうか。

○学務課長 特に台東区の中で交通事故が増えているというような報告はございませんが、やはりこうした事故、他の自治体等ですけれども、事故があったということで、改めてこういった合同点検を行っているところでございます。

○神田委員 ありがとうございます。手厚い対応をありがとうございます。

○高森委員 資料10と資料13の違いは、資料10は児童生徒の通学経路の点検、資料13は未就学児の移動経路における点検で、こちらの資料の13のほうについては、幼稚園・認定こども園・認定保育所等が日常の活動の中で子供たちを引率して行動するときの危険箇所の点検ということなのかもしれませんが、このことについては、事業者や施設の管理職の方にヒアリング等は事前にしていますでしょうか。そういったことをなされた上でこの調査なんでしょうか。

○児童保育課長 こちらのほうはですね、各管理者さま皆様に抽出していただいたものですので、あちらの園のほうからいただいた箇所でございますので、こちらで決めさせているわけではございません。

○高森委員 そうしたら、ぜひ、実施内容のところにそのことを一言付け加えておいていただくと、しっかりと点検をしているのだなということが分かるかなと思いますので、ご提案まで、よろしくお願いいたします。

○児童保育課長 ありがとうございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のエ及び児童保育課のキについては、報告どおり了承願います。

(2) 学務課 オ

○矢下教育長 次に、学務課のオについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項のオ、令和3年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）園児募集について、ご説明をいたします。資料の11をご覧ください。

項番1募集概要でございます。10月26日より、各幼稚園・認定こども園におきまして、募集案内、入園申込書を配付し、募集を開始いたします。募集スケジュールの詳細につきましては、資料の裏面にフロー図をお示ししておりますので、後ほどご確認をお願いします。

項番2、募集見込み数です。資料の表は、幼稚園、こども園の定員から、兄弟関係や4歳・5歳児につきましては、持ち上がりを勘案いたしまして、募集見込み数を算出しております。令和3年度につきましては、幼稚園が502名、認定こども園が71名の573名となっております。表の下に注意書きを2点記載させていただいております。一つ目は、昨年度も実施しておりますが、幼児人口の増加等に伴う暫定的な対応といたしまして、今年度につきましても、台桜幼稚園・石浜橋場こども園を除く11園で、3歳児の定員を2名ずつ増員いたします。二つ目も例年どおりの対応でございますが、現3歳児、4歳児に兄弟が在園する場合は、優先して入園予定者といたします。この場合、兄弟優先により、入園予定者のいる園は、3歳児の定員につきまして、25名を上限に調整をいたします。

説明は以上です。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 3歳児の募集について、最低限何人という線引きがあったと思うのですが、それについて、園長会のほうから、何か提案や希望というのは出ておりますでしょうか。

○学務課長 要望としては、例えば園の運営の工夫によって6人という定数、そういったものをなくしたり、緩和したりということはできないかといったようなご提案はございました。しかしながら、やはり区全体の費用ですとか、あとは幼稚園等の意義とか、そういったところを考えて、来年におきましてすぐに変更ということは厳しいのかなと思っております。

○高森委員 できること、できないことがある中で、園としては自助努力でやっていただ



かなければいけない部分も、厳しいようですが、あるとは思いますが。またそういったときに、今後の将来的な部分も含めて、また園長会とも話合いの場を設けていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のオについては、報告どおり了承願います。

### (3) 児童保育課 カ

○矢下教育長 次に、児童保育課のカについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、令和3年4月の保育所等入所申込の受付について、ご報告いたします。資料12をご覧ください。

項番1、申し込み資格は、保護者が就労等のため保育を必要とする家庭です。

項番2、対象施設は、認可保育所・認定こども園（長時間保育）・小規模保育園や家庭的保育事業などの地域型保育事業となります。

項番3、受け付け期間は、令和2年10月19日月曜日から12月22日火曜日までです。11月と12月の第二日曜日に、休日窓口を実施いたします。

項番4、受付場所・時間は記載のとおりとなります。

項番5、申込手続きは、記載のとおり、申請書や、保育の必要性を確認できる書類をお持ちいただきます。また、令和2年度の入園のご案内冊子は、10月上旬から配付をいたします。

資料の裏面をご覧ください。4月の入所については、これまでどおり、出生前の申込を受付いたします。

項番6、周知方法については、広報たいとうや、区ホームページ、区SNSへの掲載など、資料のとおりとなります。なお、今回、昨年窓口における日別の申請件数を公表し、混雑傾向がある12月でなく、予約優先期間を設けている11月以前での申請を促してまいります。

最後に項番7、今後のスケジュールです。受付締め切り後、来年1月上旬から2月上旬にかけて、入所に係る利用調整を行い、2月中旬に結果の通知を発送予定です。以降、資料の記載のとおり、進めてまいります。

報告は以上となります。よろしく願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のカについては、報告どおり了承願います。

### (4) 放課後対策担当課 ク

○矢下教育長 次に、放課後対策担当のクについて、放課後対策担当課長、報告をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、報告事項ク、令和3年4月こどもクラブ利用申込の受付について、ご報告いたします、資料は14をご確認ください。

項番1、申込資格です。保護者が就労や病気等で放課後に保育することができない家庭の小学生が利用できます。

項番2、受付期間、場所等でございます。受付期間は、本年11月2日から12月14日までの祝日を除く月曜から土曜日は、各こどもクラブで受け付けをいたします。11月8日及び12月13日の日曜日は、区役所児童保育課の窓口で休日受付をいたします。

項番3、定員変更でございます。竜泉こどもクラブにつきましては、2月の本定例会にてご報告しておりますとおり、旧竜泉中学校の跡地を活用いたしました、高齢者施設等整備に伴い、仮施設に移転いたします。移転機関におきましては、竜泉こどもクラブの定員を90名といたします。

項番4、申込手続きにつきましては、例年と同様、資料記載のとおりとなっております。

項番5、周知方法につきましては、広報たいとうのほか、区ホームページ、たいとうメールマガジン、区ツイッター等でも周知を行います。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。項番6、今後のスケジュールです。11月2日から申請受け付けを行い、来年1月中旬から2月上旬まで利用審査を行います。以降は資料記載のとおりとなっております。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、放課後対策担当のクについては、報告どおり了承いたします。

### 3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後4時23分 閉会